

# 一般社団法人滋賀県銀行協会定款

施行日 平成24年4月1日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県銀行協会（以下「本協会」という。）と称し、英文では Shiga - ken Bankers Association と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図るとともに、銀行利用者の保護および利便向上、金融犯罪の防止、金融教育の推進等に関する活動等を実施することにより、一般経済の発展と地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業並びに業務全般に関する社員、関係官庁等との相互連絡、調整
- (2) 銀行業務に関する相談所の設置、運営
- (3) 金融犯罪の防止および反社会的勢力等の排除を目的とする事業への参画並びに防犯関連行事等の企画、運営
- (4) 金融および経済に関する調査、研究並びに金融教育の推進
- (5) 他の金融機関、産業界および経済関係団体との連絡、調整
- (6) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための諸会合の企画、運営
- (7) 銀行職員に対する研修等の教育
- (8) 銀行に関する広報
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、滋賀県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行であって、次条の規定により、本協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員になることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た銀行が、次条により加入金を完納したときは、理事は申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

3 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(経費の負担)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、加入金を納付しなければならない。

2 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

3 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を経て定める。

4 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

5 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第8条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもって、これを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第9条 社員である資格は次の事由によって喪失する。

(1) 退会

(2) 第5条に記載した資格の喪失

(3) 破産手続開始決定

(4) 総社員が同意したとき。

(5) 解散または合併による消滅

(6) 除名

2 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

3 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対する社員としてのすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第3号または第6号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第3号または第6号により社員の資格を喪失する場合  
営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行  
営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(任意退会)

第11条 社員は、任意にいつでも退会することができ、退会の申出は書面をもって行わなければならない。

(除名)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき。
- (2) 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（総会の開催）

第15条 総会は、事業年度終了後3カ月以内に決算総会を開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（総会の招集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、社員全員の同意があるときは、総会に出席しない社員が、書面によって議決権を行使することができる場合を除き、招集の経路を経ることなく開催することができる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日から1週間前までに総会の日時および場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、各社員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、総会の日から2週間前までにその通知を発しなければならない。

（総会の議長）

第17条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長を議長とする。

（社員の議決権）

第18条 総会における各社員の議決権は、1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加できないものとする。

- 2 総会に出席しない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合において、議決権行使書面をもって議決権を行使し、または

他の社員を代理人として議決権を行使した社員は、総会に出席した者とみなす。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、議長および総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人1名以上が署名または記名押印し、主たる事務所に総会の日から10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事または常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 監事は、本協会の理事または使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、各社員の代表者の中から総会においてこれを選任する。ただし、理事1名および監事1名は、各社員の代表者以外の者から総会においてこれを選任することができる。

2 会長、副会長および専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事および常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 総会の決議によって解任された理事または監事は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本協会に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および外部監事に対しては、報酬等を支給することができ、総会の決議によって支給額を決定する。

## 第6章 理事会

### (理事会の構成と権限)

第28条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の職務を行う。
  - (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職
  - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

### (理事会の招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 会長は、理事会を開催しようとするときは、理事会の日の5日前までに理事会の日時および場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を各理事および各監事に通知を発しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは副会長を議長とする。

### (理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

### (理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、出席した会長および監事が署名または記名押印し、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置かなければならない。

## 第7章 資産および会計

### (事業年度)

第33条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

### (事業計画および収支予算)

第34条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告および決算)

第35条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号および第5号の書類については、決算総会に提出し、同項第1号および第3号の書類については、その内容を報告し、同項第4号および第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項に掲げる資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

(剰余金の分配)

第36条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第37条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を必要とする。

(会計規則)

第38条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。



## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長および若干名の職員を置くことができる。
- 3 事務局長および事務局次長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

## 第11章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第44条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

(準会員規程)

第45条 本協会の準会員規程は別に定める。

## 附 則

(定款の効力)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法

第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

- 2 本協会の最初の代表理事（会長）は大道良夫、業務執行理事（常務理事）は太田勝三とする。

(事業年度)

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成26年11月26日 改正)

(平成29年 3月30日 改正)

(令和 5年 4月 1日 改正)

(令和 5年 6月22日 改正)